

副本



平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

訴訟参加申立書

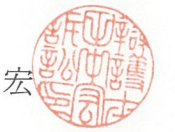
平成29年2月21日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



弁護士 畑 井 雅



弁護士 谷 健 太



弁護士 中 室



〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

申 立 人

関西電力株式会社

代表者代表取締役

岩 根 茂 樹

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きっかわ法律事務所 (送達場所)

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

上記申立人代理人 弁護士 小 原 正 敏

弁護士 田 中 宏

弁護士 西 出 智 幸

弁護士 神 原 浩

弁護士 原 井 大 介

弁護士 森 拓 也

弁護士 辰 田 淳

弁護士 今 城 智 徳

弁護士 畑 井 雅 史

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビルヂング北館9階 三宅法律事務所

上記申立人代理人 弁護士 谷 健 太 郎

〒530-8270 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

上記申立人代理人 弁護士 中 室 祐

第1 申立の趣旨

御庁に係属中の平成28年（行ウ）第157号事件（以下、「本件訴訟」という）について、申立人は、訴訟の結果により権利を害されるので、行政事件訴訟法22条1項により参加を申し立てる。

第2 申立の理由

原告らは、本件訴訟において、申立人が原子力規制委員会に対して行った①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という）43条の3の32第4項に基づく平成27年4月30日付の高浜発電所1号機及び2号機（以下、「本件発電所」という）についての運転期間延長認可申請に対し、原子力規制委員会が平成28年6月20日付で本件発電所の運転期間延長認可処分をしたこと、②原子炉等規制法43条の3の9第1項に基づく平成27年7月3日付の本件発電所及びその附属施設（以下、「本件発電所施設」という）についての工事計画認可申請に対し、原子力規制委員会が平成28年6月10日付で本件発電所施設の工事計画認可処分をしたこと、③原子炉等規制法43条の3の24第1項に基づく平成27年4月30日付の本件発電所に係る保安規定変更認可申請に対し、原子力規制委員会が平成28年6月20日付で本件発電所の保安規定変更認可処分（以下、上記①ないし③の各処分を併せて「本件各処分」という）をしたことの取消しを求めている。

申立人は、本件発電所の設置者であり、原子力規制委員会に対して上記①ないし③の各申請を行った者であるが、仮に原告らの本件各請求が認容され、本件各処分の取消しが認められれば、申立人が本件発電所を稼働させることは不可能となり、申立人の権利が害されることは明らかである。

よって、申立人は、行政事件訴訟法22条1項により、本件訴訟に参加を申し出る次第である。

なお、本件訴訟については、平成29年1月13日付で、平成28年（行ウ）第

49号、同第134号事件の口頭弁論に本件訴訟の口頭弁論を併合する旨の決定がなされているところ、申立人は、平成28年8月31日付で上記第49号事件に、同年11月15日付で同第134号事件に訴訟参加申立てを行っており、それぞれ同年9月26日付、同年12月8日付で御庁から許可決定を受けている。

以上

添付書類

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 委任状 | 1通 |
| 2 | 資格証明書 | 1通 |
| 3 | 副本 | 2通 |